

手話でつなごう



手話

わかる

こんにちは

ありがとう

うれしい

鹿児島県 

にめじは

「手話は言語」みんなが理解と協力を

かごしま県民手話言語条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者である県民とろう者以外の県民が相互に人格と個性を尊重しながら共生する地域社会の実現を目指して、令和2年3月に制定されました。

このパンフレットをとおして、**聴覚障害のあるなしに関係なく**、すべての県民の方々が、「手話に対する理解を深め、さらに手話を広がっていくことを願っています。

※ろう者とは、「**聴覚障害**者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者」をいいます。

う者の手話への思い

手話は音楽言語である日本語とは異なる言語です。

卷之三

以前、手話は言語として認められておらず、社会的にも制度的にも手話を習得し、使用する

手話は違う者にとつてお互いの気持ちを理解し合い、知識を学び、文化を創造するための
言語です。

との認識に基づき、手話の普及等に関する施策が推進されることになりました。

それを機会に、もう者にとって明るい未来へ繋がることを切に期待しております。

卷之三

般往法入鹿兒島見章書者

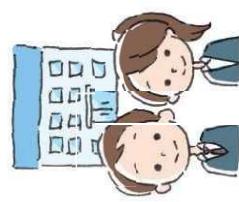
かごしま県民手話言語条例は、「手話が言語」であることをみんなが理解した上で、地域が一體となって手話を使いやすい環境をつくり、耳が聞こえない・聞こえにくい人も、そうでもない人も、お互いの人格と個性を尊重し合える社会の実現を目指しています。

行政は何をするのか？

県では、手話への理解を促進し、手話の普及と誰もが手話を使用やすい環境を整備するために、さまざまな施策を推進します。

例えば手話を学ぶ機会の確保、手話による情報発信

県民の方々が気軽に、また個々の目的に応じて手話を学習できる手話講座の開催や手話動画を県ホームページに掲載します。知事定例記者会見や県政広報番組などで手話を用いて情報発信します。

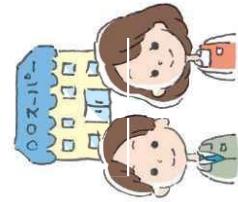


県民は何をしたらいいの?

県民の方々は、手話への理解とともに、耳が聞こえない・聞こえにくい人に対して行われる行政の様々な施策や、事業者の配慮に積極的に協力します

街うば 助は會いづくさ井生社會

まずは、手話を興味を持ちましょう。地域の手話講座に参加したり、耳が聞こえない・聞こえにくい人の対応や支援の仕方について、自分たちでできることは何かを考えましょう。豊かな共生社会は合理的な助け合いの中から生まれれます。

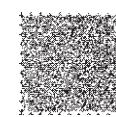
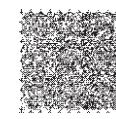


事業者は何をしたらいいの？

会社やお店などの事業者は、手話への理解とともに、耳が聞こえない・聞こえないへの配慮や、耳が聞こえない・聞こえないににくい従業員への配慮が求められています。

例えは、音声以外による対応、働きやすい環境づくり

施設や店舗の受付などで、耳が聞こえない・聞こえにくい人にに対して、手話や筆談など見てわかる方法で会話をできるような準備や工夫をしましょう。耳が聞こえない・聞こえにくい従業員が職場に適応できよう、他の従業員が簡単な手話を見えたたり、筆談や絵・図などを利用したりしてコミュニケーションがとれるようになります。



かごしま県民手話言語条例

＜前文＞条例制定の背景と必要性等

1 総則

- 手話の普及等に関する施策を推進
- ろう者以外の者が共生する地域社会の実現

2 基本理念

- 手話は独自の言語体系を有する文化的な所産
- 手話はろう者に必要な言語

3 県の責務

- 手話の普及等に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 手話の普及等に関する施策の推進に当たり、ろう者にとっての社会的障壁除去について必要なかつ合理的な配慮
- 手話の普及等に関する施策の推進に当たり、市町村その他の関係機関及び関係団体、県民等との連携及び協力等
- 手話の普及等に対する理解を深め、県及び市町村が行う手話の普及等に関する施策に協力

4 市町村等の役割

- 県民等は手話に対する理解を深め、手話の普及等に関する施策に賛同する。

5 県民等の役割

- 県民等は手話に対する理解を深め、県及び市町村が行う手話の普及等に関する施策に賛同する。

6 手話の普及等に関する施策を推進する上で考慮すべき事項

- 施策の推進に当たっては、離島等の条件不利地に十分配慮

7 施策の策定及び推進

- 県は手話の普及等に関する施策を策定し、総合的・計画的に推進
- 県が上記施策を策定する際、県障害者施策推進協議会に意見を聴いた場合、同協議会は17の手話施策推進協議会の意見を聴取
- 施策の実施状況について議会に報告及び公表

8 手話を習得するための支援体制の整備

- ろう者が乳幼児期から家族等とともに手話を習得できるよう手話に関する情報の提供、相談及び手話に接する機会の充実等手話を習得するために必要な支援を行う体制の整備

9 手話を学ぶ機会の確保

- 県民が手話を学ぶ機会を確保
- 県は施策推進のため、職員が手話を学ぶ機会を確保

10 手話を用いた情報発信等

- 手話を用いた情報の発信
- 災害等の非常時に、ろう者が手話で必要な情報を得られるよう、市町村に対して情報の提供、技術的な助言等支援

11 手話通訳を行う人材の育成等

- 手話通訳を行う者及びその指導者の養成等
- 市町村と連携して、ろう者が意思疎通支援を適切に受けられる体制を整備等

12 学校における取組の推進

- 教職員の手話に関する知識及び技能の向上
- ろう児等及び保護者等に対する手話に関する学習の機会の提供及び教育相談等
- ろう者である観光旅行者等が安心して県内に滞在できるよう手話の普及等

13 観光旅行者等への対応

- 県は手話の使用に関して必要かつ合理的な配慮を行う事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援
- 日常会話等の手話動画を県ホームページに掲載します。
- 県民向け手話講座を県内各地で開催するとともに、県内の事業者や団体等が行う研修等に講師を派遣します。
- 手話を学ぶ機会の確保等(第9条関連)
- 手話講座出前講座の開催
- 県民向け手話講座を県内各地で開催するとともに、県内の事業者や団体等が行う研修等に講師を派遣します。
- 手話を用いた情報発信等(第10条関連)
- 知事記者会見等への手話導入
- 例別知事記者会見等において、手話通訳を行います。また、会見の模様をインターネットでライブ中継するとともに、県ホームページに掲載します。
- 本会議インターネット中継への手話導入
- 県議会本会議のインターネット中継に手話通訳を導入し、傍聴席に当該映像の視聴用モニターを設置します。



県の主な手話関連施策の取組

- Ⅰ 手話を学ぶ機会の確保等(第9条関連)
- Ⅱ 手話講座出前講座の開催
- Ⅲ 鹿児島県手話施策推進協議会
- Ⅳ 手話施策推進協議会

- 15 手話に関する調査研究
- 16 財政上の措置

- 17 手話施策推進協議会

- 18 手話を用いた情報発信等(第10条関連)
- 19 手話を学ぶ機会の確保等(第17条関連)

- 20 手話を用いた情報発信等(第10条関連)
- 21 手話を用いた情報発信等(第17条関連)

- 22 手話を用いた情報発信等(第17条関連)
- 23 手話を用いた情報発信等(第17条関連)

- 24 手話を用いた情報発信等(第17条関連)
- 25 手話を用いた情報発信等(第17条関連)

- 26 手話を用いた情報発信等(第17条関連)
- 27 手話を用いた情報発信等(第17条関連)

- 28 手話を用いた情報発信等(第17条関連)
- 29 手話を用いた情報発信等(第17条関連)

- 30 手話を用いた情報発信等(第17条関連)
- 31 手話を用いた情報発信等(第17条関連)



聴覚障害者について

コミュニケーション方法

聴覚障害とは？

聞こえない、聞こえにくい人のことを聴覚障害者といいます。聞こえの程度は人によってまちまちで、少し聞こえる人もいれば、全く聞こえない人もいます。手話を使う人、手話を使わず筆談でコミュニケーションをとる人、補聴器や人工内耳を使って音声でコミュニケーションをとる人などまちまちです。

聴覚障害へのサポート方法。

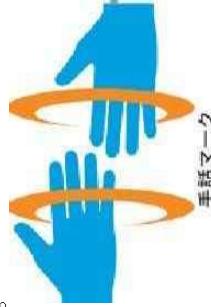
聴覚障害の程度や、コミュニケーション手段は人によってまちまちです。また、聴覚障害に視覚障害など他の障害が重複している人もいます。サポートするときは、その人が望むサポートの内容や方法などを確認してください。話す時は相手に話の内容が正しく伝わっているか、話の内容を理解しているか、確認しながら話してください。一番大切なのは、相手に伝えようとする気持ち、そして相手の話していることをわかるとする気持ちです。

このマークを知っていますか？



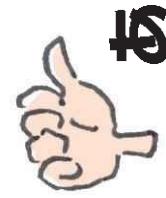
手話

手、体、目の動き、顔の表情で表現する方法で、ろう者と気持ちを伝え合う言葉です。



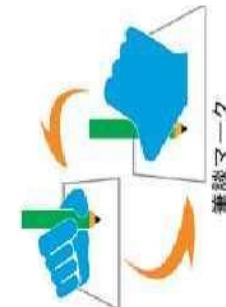
指文字

文字言語を手の形で表現する方法です。



筆談

紙や手のひらなどに、文字などを書いて伝える方法です。



空書き

空中に文字をゆっくり書いて伝える方法です。



口話

口の動きを見て話す方法です。



身振り

体全体を使って伝える方法です。



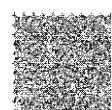
耳マーク

聴覚障害のあることを表すマークです。このマークを提示されたら、必要とされるサポートをしましょう。



聴覚障害者標識

聴覚障害があるため、運転免許に条件がある人の車に表示するマークです。周囲の運転者には配慮しましょう。



よく理解して正しくサポート

こんなことで困っています。

1つ目 見ただけでは聴覚障害があるとはわからない

聴覚障害者は見ただけでは聞こえないということがわからぬので、困っていても周りの人に気づいてもらえないことがあります。また、後ろから話しかけても聞こえないため、返事をしなかつたときなど、無視したと誤解されることもあります。やさしく肩をたたいて、そっと合図してください。



2つ目 叫び出いや放送が聞こえない、わからない

銀行や病院などで名前を呼ばれても聞こえないため、順番が後回しにされてしまうことがあります。また、駅や店内での放送が聞こえないため、突然、電車のホームが変更になったことや、どこで何が行われているのかわからせん。

コミュニケーション方法を考えて情報を伝えてください。
(P6参照)



3つ目 周囲の状況がわからぬ

道を歩いているとき、自動車や自転車の近づいてくる音が聞こえないため、危険な目に合うことがあります。事故や災害が起きた時、何が起きているのか、どうすればいいのかわからなくて困ることがあります。

耳が聞こえない人にわかりやすく教えてください。



4つ目 様数の人との会話が難しい

会議など複数の人人が集まると誰が話しているのかわからぬことがあります。

会話の速さに追いつくのが難しいことがあります。
一人大声で会話をすると、コミュニケーションがとりやすくなります。

会話の速さに追いつくのが難しいことがあります。
ゆっくり、はっきりと話すとコミュニケーションがとりやすくなります。

会話の速さに追いつくのが難しいことがあります。
ゆっくり、はっきりと話すとコミュニケーションがとりやすくなります。
雑音、騒音の中での会話は難しいことがあります。

このような場面で困っています

場面1 学校では

先生や友だちの話がわからぬので、授業の内容を理解することが難しいです。

例えば、学校の先生が手話で授業したり、授業に手話通訳や要約筆記があると、さらにわかりにくくなります。



場面2 家庭では

家族との会話が十分にできません。また、テレビ番組に字幕がないと、内容がわからります。

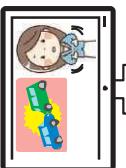
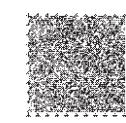
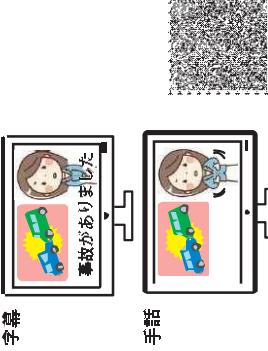
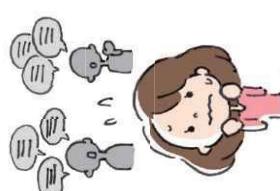
例えば、家庭の中に手話があると、さらに楽しゅく家族みんなで会話を楽しむことができます。



場面3 外出先では

行政機関などの窓口担当者とコミュニケーションなどがこれまでん。

例えば、窓口担当者が手話で対応することができたら、また、手話通訳者が設置されていたら、手続きがスムーズになります。また、各機関などで電話リレーサービスや遠隔手話サービスを利用する方法もあります。



字幕

手話

QR

場面4 職場では

朝礼、ミーティング、会議などの内容が理解できなくて、うまく仕事を進めることができません。

例えば、職場のみんなが手話で話したり、メモなどの文字情報で伝えたりすることで、さらに詳しく理解しながら仕事を進めることがあります。



場面5 福祉施設では

職員の話がわからなかつたり、周りの人と話ができません。

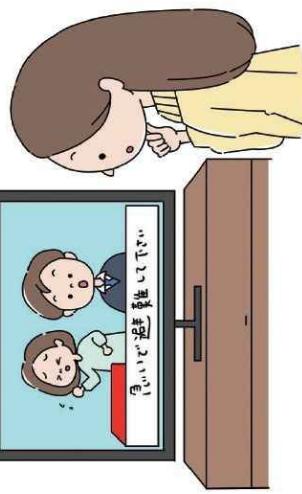
例えば、職員が手話を説明したり、たがいにすぐ書いてたりするこひで、育てて過ごすことができます。



場面6 災害関係

地震・大雨・台風等の時、どこへ逃げたらよいのか音声情報ではわかりません。

例えば、視覚情報はどうぞおしゃべりでわかるように、手話や行動します。



限られた情報の中**聴覚障害者**で迅速に避難することは難しいです。



例えば、近所や皆さんのが聞こえと一緒に一緒に避難してください。

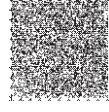
また、日頃から近くの聴覚障害の方とコミュニケーションをとりましょう。

専門的な言葉は意味を理解するのが難しいです。

避難所では、支援物資が配られる仮送等が聞こえません。

具体的にわかりやすく箇条書きで内容を書いて掲示してください。

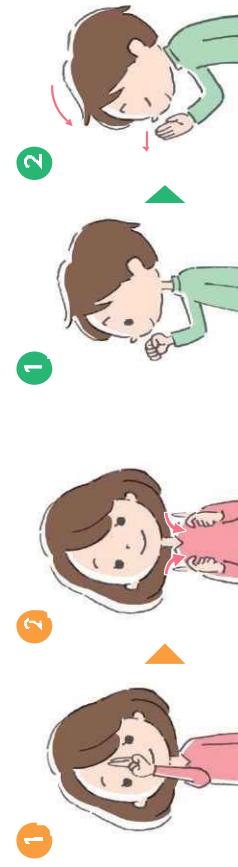
音声情報ではわからないため、文字や絵などの「視覚情報」で伝えてください。



手話を覚えよう

手話と親しむために身近なものから覚えて積極的に使ってみましょう。
日常生活で何気なくしている自然な動作が、手話を似ている場合もあります。
(※イラストでは右利きの人を対象とした動作を説明しています。)

こんにちは



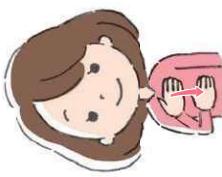
人差し指と中指を立て、頭にあてる。(「屋」を表現)
両手の人差し指を向かい合わせて曲げる。(「さわぎ」を表現)

よろしくお願ひします



右手のこぶしを鼻にあてる。(「よい」を表現)
手を開き、頭を下げながら手を前に出す。(「お願い」を表現)

わかる



手のひらを胸にあててなでおろす。

できる



右手の親指以外の4本の指の先を、左胸から右胸の順にあてる。

できない・難しい



右手の親指と人差し指で、右頬を軽くつねる。

津波



両手の手のひらを胸のあたりで下に向かって、左右同時に前後に動かす。

地震



親指と人差し指で目間をつまむ。
頭はおじぎをするように軽く下げる。

危ない



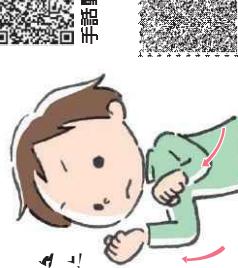
折り曲げた右手(もしくは両手)の指先で、胸を2回くらいたたく。

悲しい

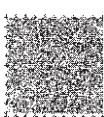
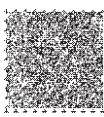


親指と人差し指の先をつけて目の下にあて、涙を流すように少し正面にゆらして下げる。

逃げる



両手こぶしを右肩にさし上げる。



手話関連情報

手話講座・手話サークル

- ◎ 手話講座（一日手話講座、出前講座など）
【お問合せ先】（一社）鹿児島県聴覚障害者協会 ☎099-228-2016
鹿児島県聴覚障害者情報センター ☎099-220-5896
- ◎ 手話講習会（厚生労働省カリキュラム）
・手話奉仕員養成講座（日常会話レベル）
【お問合せ先】お住まいの市町村の障害福祉担当課へお問合せください。
- ◎ 手話通訳者養成講座（手話通訳レベル）
【お問合せ先】鹿児島県聴覚障害者情報センター ☎099-220-5896
鹿児島県厅障害者支援室 ☎099-286-2746
- ◎ 県内の手話サークル
【お問合せ先】（一社）鹿児島県聴覚障害者協会 ☎099-228-2016

団体・支援機関の紹介

1 当事者団体

- （一社）鹿児島県聴覚障害者協会
支部8箇所：鹿児島、指宿、出水地区、鹿屋、いちき串木野、奄美地区、川薩地区、霧島・姶良地区
ろうあ者の会員相互の親睦と文化水準の向上を図り、聴覚障害者の人権を守るとともに福祉の増進を目的に、「手話で話そう県民のつどい」、「地区対抗スポーツ大会」、「全国手話検定試験」などを実施する団体。

2 手話関係団体

- ・鹿児島県手話通訳士協会
手話通訳士の資質及び専門的技術の向上と、手話通訳士制度の発展に寄与し、また聴覚障害者福祉の向上を図ることを目的に、手話通訳の技術を磨き、司法や警察、政見放送などを中心に手話通訳を行う全国組織の団体。

手話通訳・要約筆記の派遣等

- ◎ 手話通訳・要約筆記派遣依頼 ◎ 手話動画・字幕制作依頼
【お問合せ先】鹿児島県聴覚障害者情報センター ☎099-220-5896

資格

- ◎ 手話通訳士（手話通訳技能認定試験）
実施者：（社福）聴力障害者情報文化センター ☎03-6833-5003
- ◎ 手話通訳者（手話通訳者全国統一試験）
実施者：鹿児島県聴覚障害者情報センター ☎099-220-5896

検定

- ◎ 全国手話検定試験【5級～1級】
実施者：（一社）鹿児島県聴覚障害者協会
☎099-228-2016

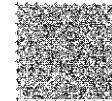
子どもに聴覚の障害があることがわかつたとき



鹿児島聴学校では、乳幼児教育相談を実施しております。鹿児島聴学校もしくは、お住まいの市町村（身体障害者手帳の交付を受けた窓口）にお気軽に御相談ください。

【相談先】鹿児島聴学校 聽覚相談センター ☎099-228-2200

- ・鹿児島聴学校
県内唯一の聴覚障害特別支援学校として幼稚部から高等部専攻科まで設置
- ・鹿児島聴学校
乳幼児教育相談（0～2歳）、きこえの相談（3歳～高校生）、通級による指導（小・中学生）を実施
- 【住所】鹿児島市下伊敷一丁目52-27



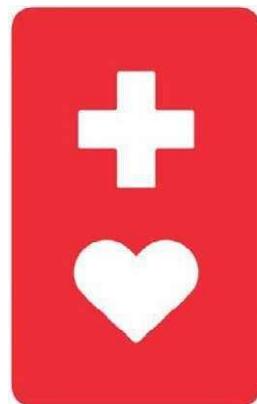
「ヘルプマーク」を知っていますか？

外見では、援助等が必要なことがわからない方々が、周りの人に支援が必要であることを知らせ、障害等の特性に応じた支援を受けやすくするためのマークです。

聴覚に障害があることは、外見からはわかりません。

このマークを持っている人が、困っているようであれば声をかけるなど、できる範囲での手助けをお願いします。

【お問合せ先】鹿児島県庁障害者支援室 ☎099-286-2746



「電話リレーサービス」を知っていますか？

聞こえない人や話すことに困難がある人と聞こえる人を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。例えば、緊急通報や、仕事のやりとり、病院への連絡、家族や友人との会話に利用できます。

【お問合せ先】(一財)日本財団電話リレーサービス ☎03-6275-0910

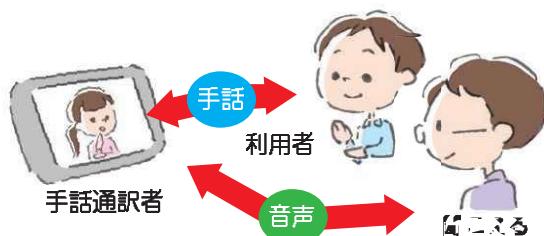


「遠隔手話サービス」を知っていますか？

聴覚障害者と手話通訳者が対面せず、離れた場所でタブレット端末等を使用して、手話通訳を受けるサービスです。

【お問い合わせ先】

鹿児島県視聴覚障害者情報センター ☎099-220-5896



一般社団法人鹿児島県聴覚障害者協会

〒890-0021 鹿児島市小野一丁目1番1号

TEL: 099-228-2016 FAX: 099-228-6358

鹿児島県視聴覚障害者情報センター

〒890-0021 鹿児島市小野一丁目1番1号

TEL: 099-220-5896 FAX: 099-229-3001

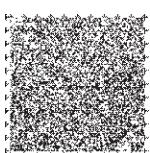
鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課障害者支援室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL: 099-286-2746 FAX: 099-286-5558



手話動画



かごしま県民手話言語条例

検索



一般社団法人
鹿児島県聴覚障害者協会